

令和 7 年度

小牧市下水道事業会計予算書



小牧市議会議案第48号

令和7年度小牧市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度小牧市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	52,300 戸
(2) 年間総排水量	16,520,000 m <sup>3</sup>
(3) 1日平均排水量	45,260 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
污水管渠整備事業	762,734 千円
雨水施設整備事業	196,502 千円
農業集落排水施設整備事業	96,418 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		3,153,667 千円
第1項 営業収益		1,507,294 千円
第2項 営業外収益		1,646,362 千円
第3項 特別利益		11 千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		3,099,979 千円
第1項 営業費用		2,983,328 千円
第2項 営業外費用		114,941 千円
第3項 特別損失		1,210 千円
第4項 予備費		500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額460,985千円は、当年度分損益勘定留保資金457,573千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,412千円で補填するものとする。)

収		入
第1款	資本的収入	1,368,704千円
第1項	企  業  債	427,000千円
第2項	負  担  金	62,876千円
第3項	出  資  金	539,178千円
第4項	他  会  計  負  担  金	91,649千円
第5項	固  定  資  産  売  却  代  金	1千円
第6項	補  助  金	248,000千円
支		出
第1款	資本的支出	1,829,689千円
第1項	建  設  改  良  費	1,256,325千円
第2項	企  業  債  償  還  金	573,314千円
第3項	過  年  度  返  還  金	50千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的 支 出	1 建 設 改 良 費	外堀川右岸第3排水区外雨水排水路 工事負担金	千円 13,500	令和7年度	千円 5,400
				令和8年度	8,100

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗化改造資金利子補給	令和7年度から 令和10年度まで	千円 62
		15,000

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 250,400	証書借入 又は 証券発行	%	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えすることができる。
流域下水道事業	120,600			
農業集落排水事業	56,000			
計	427,000			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

162,642千円

(他会計からの補助金)

第11条 下水道事業の健全な財政運営に資するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、246,022千円である。

令和7年2月25日提出

小牧市長 山下 史守朗



